

# 特別養護老人ホーム津田の里料金表（ユニット型個室）

令和6年4月1日現在

	要介護度別基本単位数	日常生活継続支援加算	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	個別機能訓練加算(Ⅰ)	夜勤職員配置加算(Ⅳ)	精神科医師による療養指導加算	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	生産性向上推進体制加算Ⅱ	30日当たりの利用料合計	介護保険負担限度額段階	食費(1日)	居住費(1日)	食費・居住費(30日)	30日当たりの負担額合計目安
介護度1	768	46	4	8	12	21	5	72	23	14	10	29,196円	第1段階	300円	820円	33,600円	62,796円
													第2段階	390円	820円	36,300円	65,496円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	87,996円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	109,296円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	135,096円
介護度2	836	46	4	8	12	21	5	77	25	15	10	31,493円	第1段階	300円	820円	33,600円	65,093円
													第2段階	390円	820円	36,300円	67,793円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	90,293円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	111,593円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	137,393円
介護度3	910	46	4	8	12	21	5	83	27	16	10	33,993円	第1段階	300円	820円	33,600円	67,593円
													第2段階	390円	820円	36,300円	70,293円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	92,793円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	114,093円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	139,893円
介護度4	977	46	4	8	12	21	5	89	29	17	10	36,256円	第1段階	300円	820円	33,600円	69,856円
													第2段階	390円	820円	36,300円	72,556円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	95,056円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	116,356円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	142,156円
介護度5	1,043	46	4	8	12	21	5	95	31	18	10	38,485円	第1段階	300円	820円	33,600円	72,085円
													第2段階	390円	820円	36,300円	74,785円
													第3段階①	650円	1,310円	58,800円	97,285円
													第3段階②	1,360円	1,310円	80,100円	118,585円
													第4段階	1,500円	2,030円	105,900円	144,385円

利用者負担	1カ月当たり負担額上限	世帯所得の区分
第1段階	15,000円(世帯)	生活保護を受給している方等
第2段階	15,000円(個人)	世帯全員が市区町村民税非課税の方で、前年の公的年金等収入金額とその他の合計所得金額が80万円以下の方等
	24,600円(世帯)	
第3段階	24,600円(世帯)	世帯全員が市区町村民税非課税の方
第4段階	44,400円(世帯)	市民税課税世帯の方で以下、現役並み①、②に該当しない方
第4段階現役並①	93,000円(世帯)	課税所得380万円以上690万円未満の65歳以上の方がいる世帯の方等
第4段階現役並②	140,100円(世帯)	課税世帯の方で、課税所得が690万円以上の65歳以上の方がいる世帯

※2割負担の方は、30日当たりの利用料合計が2倍となります。  
 ※その他の加算については、該当の利用者について別途利用料金に加算されます。  
 (別紙算定加算一覧)

※負担上限額とは1カ月当たりの介護サービス利用者負担額が上記上限を超えたとき、その超えた費用が高額介護サービス費として払い戻されます。(申請が必要です)